

- (3) 法第32条第1項第4号該当物件関係
- (4) 法第32条第1項第5号該当物件関係

○道路の上空に設ける通路について取扱基本方針

[昭和51年7月15日]
助役決裁
最近改正 平成3年4月23日

道路の上空に設ける渡り廊下等の通路（以下「通路」という。）については、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設省発往第37号・国消発第860号・警察庁乙備発第14号建設事務次官、国家消防本部長、警察庁次長通達）によるほか建築物の屋上を連結する通路については、さらに「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」（昭和46年10月11日付け建設省道政発第107号道路局路政課長通知）によることとし、通行上、安全上、防火上、衛生上その他都市計画的な見地から、基本的には抑制し、やむを得ず設置を認める場合は、下記により取り扱うものとする。

記

（通 路）

1 通路は、その設置により地上交通の緩和、又は多人数の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次の各号に掲げるものとする。

（1）横断橋

道路敷地若しくは公開空地間を連絡する通路で、原則として、當時一般交通に開放し、横断歩行者の利便を図るもの

（2）上空連結通路

建築物相互を連結する通路で、人の通行、物品の運搬又は非常時の避難等の用に供するもの

（3）屋上連結通路

建築物の屋上を相互に連結する通路で、災害発生時の避難施設となるもの（設置施設）

2 通路を設けることのできる施設は、次の各号に掲げるものとする。

（1）官公庁、市民センター等の公共的な施設

（2）都市計画施設及び市街地再開発事業等による施設

（3）建築基準法施行令第145条第2項第1号に規定する施設

（4）百貨店等の不特定多数が利用する施設

（5）その他、有料老人ホーム等の社会福祉、美術館等の教育文化、及び地域の発展等に寄与するもので、特に必要と認められる施設

（設置場所）

3 通路を設置できる場所は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹線道路以外で、かつ、幅員が16メートル以下の道路に設けること。ただし、横断橋については、この限りではない。
- (2) 前項第4号に掲げる施設については、都市計画法の商業地域で、かつ、防火地域であること。

(構 造)

4 通路の構造等は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通路を設ける建築物は、主要構造物が耐火構造であること。
- (2) 通路は原則として、道路中心線に対し直角、路面に対し水平に設けること。
- (3) 通路の路面からの高さは、横断橋は4.7メートル以上、上空連結通路は5.5メートル以上に設けること。
- (4) 通路の設置位置は、それぞれの建築物内の主要避難階段等に有効に接続するものであること。
- (5) 通路設置階の主要避難通路の幅員は、通路の幅員が有効に確保されたものであること。
- (6) 通路の意匠及び色彩については、周囲の環境と調和するものであること。
- (7) 通路には、附着する雨、雪、氷の落下防止のため、ヒーティング、水切り等適当な施設を設けるものであること。

(建築物の管理者)

5 通路を設ける建築物は、それぞれ同一の管理者が管理するものであること。ただし、次の各号に掲げる要件にそれぞれ適合する場合は、この限りでない。

- (1) 通路設置後の維持管理が、管理協定により同一の管理者によるのと同程度に適切に行われ、その機能が確保されると認められる場合
- (2) 通路を設ける建築物には、共同防災センターを設置し、火災発生時における相互連絡・非常警報及び避難誘導等が円滑に行われると認められること。
- (3) 通路に直近の避難階段に至るまでの通路部分は、耐火構造又は防火構造等のもので、他と区分される施設を設けるものであること。

(許可の取消し等)

6 通路を設置した後、前項各号に掲げる事項を申請者が遵守しない場合は、使用禁止、許可の取消し又は除却命令等必要な措置をとるものとする。

(その他)

- 7 その他必要に応じ、所要の制限を附加し、適正な運用処理を期するものとする。
- 8 この要領により難い場合又は定めのない事項についての取扱いについては、その都度、連絡協議会を開催し定めるものとすること。

附 則

この要領は、昭和51年7月15日から施行する。

附 則（平成3年4月23日）

この要領は、平成3年4月23日から施行する。

〈関係通達等〉

○道路の上空に設ける通路の取扱等について（昭和32年7月15日建設省発往第37号・国消発第860号・警察庁乙備発第14号）

○建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて（昭和46年10月11日建設省道政発第107号）